

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念される状況にある。

このため、従来より、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「ガイドライン」という。)に基づき、林業の作業現場において、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図っているところである。

先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を改正したところである。

今般、この改正の内容も踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、ガイドラインを下記の方針に基づき別添のとおり改正した。

については、関係事業者等にその普及・定着を図り、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等の一層の推進を図られたい。

なお、ガイドラインに基づく措置の適切な実施のための周知啓発について、別紙1により関係省庁あて、また、別紙2により関係団体等あて要請しているので了知されたい。

また、本通達の発出に併せて、平成6年7月18日付け基発461号の3中の『「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の解説』は、廃止する。

## 記

- 1 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。
- 2 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。

(別紙1)

基 発 0131 第 5 号  
令和 2 年 1 月 31 日

農林水産省林野庁長官 殿

厚生労働省労働基準局長

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について  
(要請)

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念されます。

このため、従来より、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3)に基づき、林業の作業現場において、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図っています。

厚生労働省では、先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を改正したところです。

今般、この改正の内容も踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を下記の方針に基づき別添のとおり改正しました。

つきましては、関係事業者等にその普及・定着を図り、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等の一層の推進を図られますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。
- 2 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。

関係団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局長

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について  
(要請)

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念されます。

このため、従来より、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3)に基づき、林業の作業現場において、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図っています。

厚生労働省では、先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を改正したところです。

今般、この改正の内容も踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を下記の方針に基づき別添のとおり改正しました。

つきましては、傘下の関係者等にその普及・定着を図り、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等の一層の推進を図られますようよろしくお願いいたします。

## 記

- 1 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。

- 2 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。

現 行	改正案
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 緊急時における連絡体制等の整備</p> <p>(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知</p> <p>事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。)に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン</p> <p style="text-align: right;"> <u>基発第 461 号の 3</u>  <u>平成 6 年 7 月 18 日</u>                      改正 <u>基発 0131 第 4 号</u>  <u>令和 2 年 1 月 31 日</u> </p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 緊急時における連絡体制等の整備</p> <p>(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知</p> <p>事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。)に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。</p> <p><u>ア 移動体通信(携帯電話(スマートフォンを含む。))及び PHS(以下「携帯電話等」という。))又は無線通信(トラ</u></p>

<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、 消防機関等救急機関等への連絡の方法 (新設) (新設)</p> <p>ニ 労働災害発生時における被災労働者の災害発生場所から山土場等への移送の方法</p> <p>ホ 労働災害発生時における被災労働者の山土場等から医療機関までの移送の方法</p> <p>へ 作業現場に持ち込む負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料(以下「救急用品」という。)の内容等 (2) (略)</p> <p>4 作業開始前の連絡の方法の確認等 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。</p>	<p><u>ンサーバーを含む。以下同じ。)による通信が可能である範囲</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、 消防機関等救急機関への連絡の方法</p> <p>オ <u>緊急車両の走行が可能である経路</u></p> <p>カ <u>労働災害発生時における被災労働者である傷病者(以下「傷病者」という。)が緊急車両に乗車することが可能である場所</u></p> <p>キ <u>傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法</u></p> <p>ク <u>傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法</u></p> <p>ケ 作業現場に持ち込む傷病者の応急措置に必要な救急用具及び材料(以下「救急用品」という。)の内容等 (2) (略)</p> <p>4 作業開始前の連絡の方法の確認等 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。</p>
--	---



<p>(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。</p> <p><u>イ</u> 事業場の事務所、消防機関等救急機関等の連絡先</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。</p> <p><u>ア</u> 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号</u></p>
<p>(2) 連絡の方法として<u>通信機器</u>を使用する場合には、<u>当該通信機器</u>のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。</p>	<p>(2) 連絡の方法として、<u>携帯電話等又は無線通信</u>を使用する場合には、<u>当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器</u>のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>5 作業現場における安全の確認等</p>	<p>5 作業現場における安全の確認等</p>
<p>(1) 事業者は、連絡責任者(代理者を含む。以下同じ。)に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>イ</u> 事業場の事務所との連絡に<u>無線機器</u>を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への<u>通信</u>が可能である位置を確認しておくこと。</p> <p><u>ロ</u> (略)</p>	<p>(1) 事業者は、連絡責任者(代理者を含む。以下同じ。)に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>ア</u> 事業場の事務所との連絡に、<u>携帯電話等又は無線通信</u>を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ<u>当該携帯電話等又は無線通信による通信</u>が可能である位置を確認しておくこと。</p> <p><u>イ</u> (略)</p>

<p><u>ハ</u> (略)</p> <p>(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p>	<p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>
<p>6 労働災害発生時の連絡等</p> <p>事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3の(1)の<u>ハ</u>により定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に<u>応急処置</u>、<u>被災労働者の移送</u>の方法等について指示を求めること。</p> <p>(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、<u>応急処置</u>の実施、山土場等への<u>被災労働者の移送</u>等被災状況に応じた措置を講じること。</p>	<p>6 労働災害発生時の連絡等</p> <p>事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3の(1)の<u>エ</u>により定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に<u>応急措置</u>、<u>傷病者の搬送</u>の方法等について指示を求めること。</p> <p>(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、<u>応急措置</u>の実施、山土場等への<u>傷病者の搬送</u>等被災状況に応じた措置を講じること。</p>
<p>7 教育訓練の実施</p> <p>事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を</p>	<p>7 教育訓練の実施</p> <p>事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行</p>

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(仮称)に係る新旧対照表

行うこと。 (1) (略) (2) 通信機器の機能及び取扱いの方法  (新設) (3) (略) (4) (略) (5) 事業場の事務所、消防機関等救急機関等に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方 (6) <u>被災労働者の移送</u> の方法 (7) <u>応急処置</u> の方法	うこと。 (1) (略) (2) <u>携帯電話等の端末及び無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法</u> (3) <u>携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲</u> (4) (略) (5) (略) (6) 事業場の事務所、消防機関等救急機関に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方 (7) <u>傷病者の搬送</u> の方法 (8) <u>応急措置</u> の方法
---	--



林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

基発第461号の3

平成6年7月18日

改正 基発0131第4号

令和2年1月31日

## 1 目的

本ガイドラインは、林業の作業現場における緊急時の連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害の発生時における被災労働者の早急な救護等を図ることを目的とする。

## 2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、伐木、造材、集材、造林等（以下「伐木等」という。）の作業を行う作業現場（以下「作業現場」という。）を有する林業の事業者に対して適用する。

## 3 緊急時における連絡体制等の整備

### (1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及びPHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

- カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所
- キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法
- ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法
- ケ 作業現場に持ち込む傷病者の応急措置に必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等

## (2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

## 4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認し、不足がある場合は補充すること。

## 5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

## 6 労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

(1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

(2) 3の(1)のエにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急措置、傷病者の搬送の方法等について指示を求めること。

(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への傷病者の搬送等被災状況に応じた措置を講じること。

## 7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1) 連絡体制

(2) 携帯電話等の端末及び無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法

(3) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5) 作業場所と山土場等との連絡の方法

(6) 事業場の事務所、消防機関等救急機関に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方

(7) 傷病者の搬送の方法

(8) 応急措置の方法